

令和5年第1回
八潮市議会定例会

条例案の概要

令和5年2月28日招集

議案第21号

八潮市勤労者福祉・スポーツセンター設置及び管理条例

1 趣 旨

勤労青少年ホーム及び勤労者体育センターについて、施設の改修、利用形態の変更等を踏まえ、名称を変更し、及び施設の管理に係る規定を一本化するための制定

2 内 容

(1) 設置（第1条関係）

位置 八潮市大字南川崎523番地

(2) 業務（第2条関係）

センターは、次に掲げる業務を行う。

- ① 勤労者の就労支援、講習会の開催等に関する事。
- ② 教養、趣味及びレクリエーションに関する施設の利用に関する事。
- ③ その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。

(3) 職員（第3条関係）

センターには、所長その他必要な職員を置く。

(4) 休館日（第4条関係）

- ① センターの休館日は、次のとおりとする。

ア 月曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

ウ 12月29日から翌年の1月3日までの日（イに掲げる日を除く。）

- ② 市長は、①アからウまでの休館日のほか、管理上必要があると認めるときは、臨時に休館日を定め、又はこれを変更することができる。

(5) 利用時間（第5条関係）

センターを利用することができる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(6) 利用期間（第6条関係）

センターを引き続いて利用することができる期間は、3日とする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(7) 利用の許可（第7条関係）

- ① センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
- ② 市長は、①の許可をする場合において、管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(8) 利用の不許可（第8条関係）

市長は、センターを利用しようとする者が次のいずれかに該当するときは、(7)①の許可をしない。

- ① 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- ② センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- ③ 専ら営利販売等の目的であると認められるとき。
- ④ その他管理上又は公益上支障があると認められるとき。

(9) 許可の取消し等（第9条関係）

① 市長は、(7)①の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

ア (8)①から④までのいずれかに該当したとき。

イ (7)②により付された条件に違反したとき。

ウ 使用料を納期限までに納めないとき。

エ 不正な手段で許可を受けたとき。

② 市は、利用権利者が①アからエまでのいずれかに該当したことにより、許可の取消し等の処分を受けたことによる損害が生じた場合においても、その責めを負わない。

(10) 利用の制限（第10条関係）

市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は退場させることができる。

- ① (8)①から④までのいずれかに該当すると認められる者
- ② 他人に危険を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯する者
- ③ 市長の指示に従わない者その他管理上支障があると認められる者

(11) 目的外利用、権利譲渡等の禁止（第11条関係）

利用権利者は、許可目的以外に利用し、又はその利用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(12) 原状回復義務（第12条関係）

利用権利者は、その利用を終えたとき又は(9)により利用を停止され、若しくは許可を取り消されたときは、直ちに施設等を原状に復さなければならない。

(13) 損害賠償（第13条関係）

施設等の利用に当たり当該施設等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示に従い直ちに原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(14) 使用料（第14条、別表関係）

施設の名称	使用料			
	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～9時	午前9時～午後9時
体育室（全面）	2,000円	2,700円	3,000円	6,900円
体育室（半面）	1,000円	1,300円	1,500円	3,400円
体育室 （バドミントン）	300円	400円	500円	1,100円
会議室兼研修室 （全面）	2,400円	3,200円	3,600円	8,300円
会議室兼研修室 （半面）	1,200円	1,600円	1,800円	4,100円
音楽室	1,000円	1,400円	1,500円	3,500円
和室	900円	1,200円	1,400円	3,200円
軽運動室（全面）	3,600円	4,900円	5,400円	10,900円
軽運動室（半面）	1,900円	2,500円	2,900円	6,600円
多目的室	1,600円	2,100円	2,400円	5,500円

備考 本市並びに草加市、越谷市、三郷市、吉川市及び松伏町（以下「5市1町」という。）に住所を有する者、5市1町に所在する事業所に勤務する者又は5市1町に所在する学校に在学する者以外の者及び5市1町に所在しない法人その他の団体に係る使用料は、所定の使用料に100分の150を乗じて得た額とする。

(15) 使用料の減免（第15条関係）

市長は、利用権利者が次のいずれかに該当する場合は、その申請により使用料を減額し、又は免除することができる。

- ① 公用若しくは公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため、センターを利用するとき。
- ② ①のほか、特別の理由があると認められるとき。

(16) 使用料の還付等（第16条関係）

① 既納の使用料は、還付しない。ただし、次のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、その全部又は一部を還付することができる。

ア センターの管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。

イ 利用権利者の責めに帰することができない理由により、センターを利用することができないとき。

ウ やむを得ない理由により、利用権利者が利用の許可の取消しを市長に申し出て、その承認を得たとき。

② 未納の使用料のうち、その使用料が納付されているものとみなして①の場合に還付することができることとなるものについては、その還付することができることとなる使用料に相当する金額をその使用料から減額することができる。

(17) 委任（第17条関係）

この条例に定めるもののほか、センターの管理に必要な事項は、規則で定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 関係条例の廃止

次の条例を廃止する。

① 八潮市勤労青少年ホーム設置及び管理条例

② 八潮勤労者体育センター設置及び管理条例

(3) 準備行為

2(7)の利用の許可その他の必要な行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

(4) 経過措置

① 施行日から令和5年6月30日までの間における別表に掲げる施設の使用料については、2(14)にかかわらず、次の表のとおりとする。

施設の名称	使用料			
	午前9時～12時	午後1時～5時	午後6時～9時	午前9時～午後9時
体育室（全面）	1,400円	1,900円	2,100円	4,900円
体育室（半面）	700円	900円	1,100円	2,400円
体育室 （バドミントン）	200円	300円	400円	800円
会議室兼研修室 （全面）	1,300円	1,700円	2,000円	4,500円
会議室兼研修室 （半面）	700円	900円	1,100円	2,400円
音楽室	500円	700円	900円	1,900円
和室	500円	700円	900円	1,900円
軽運動室（全面）	2,300円	3,100円	3,500円	8,000円
軽運動室（半面）	1,200円	1,600円	1,800円	4,100円
多目的室	800円	1,000円	1,200円	2,700円

- ② 令和5年7月1日から令和7年3月31日までの間、別表に掲げる施設を利用することができる者は、市内に住所を有する者並びに市内に所在する事業所に勤務する者及び市内に所在する学校に在学する者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。
- ③ 施行日前に行われた(2)による廃止前のそれぞれの条例の規定による利用の許可その他の行為は、この条例の相当規定により行われた利用の許可その他の行為とみなす。

議案第22号

八潮市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

定年年齢の引上げを踏まえ、60歳を超える職員の昇給に関する基準を定めるための改正

2 内 容

60歳を超える職員の昇給の号給数の標準を0とする。

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第23号

八潮市長等給料特例条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

市長、副市長及び教育長の給料月額を減額する特例を令和6年3月まで延長するための改正

2 内 容

	給料月額	減額後	年間減額	減額率
市 長	905,000円	724,000円	3,127,680円	20%
副市長	775,000円	697,500円	1,339,200円	10%
教育長	725,000円	688,750円	626,400円	5%

※ 年間減額総額（予定） 5,093,280円（期末手当4.40月として計算）

3 施行期日

公布の日

議案第24号

八潮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の賦課限度額を改定するための改正

2 内 容

国民健康保険税の基礎課税額（医療給付費分）及び後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を次のとおり引き上げる。

	現 行		改定後	増減額
基礎課税額（医療給付費分）	63万円	→	65万円	2万円増
後期高齢者支援金等課税額	19万円	→	20万円	1万円増
介護納付金課税額	17万円	→	改定なし	増減なし
合 計	99万円	→	102万円	3万円増

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 適用区分

改正後の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第25号

八潮市文化財保護条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

博物館法の一部改正に伴い、引用条項の整備をするための改正

2 内 容

博物館法の一部改正に伴う引用条項の整備

改正前

改正後

博物館法第29条 → 博物館法第31条第1項

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第26号

八潮市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

八潮市立中馬場保育所及び八潮市立大曾根保育所を廃止する等するための改正

2 内 容

(1) 保育所の廃止

① 八潮市立中馬場保育所

定員 60名

位置 八潮市中央三丁目29番地17

② 八潮市立大曾根保育所

定員 60名

位置 八潮市大字大曾根1518番地

(2) 開所時間の明確化

各保育所の開所時間について規定する。

(3) 規定の整備

3 施行期日

令和5年4月1日

議案第27号

八潮市地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、地域型保育事業者に対し、利用乳幼児の安全の確保を図るための安全計画の策定を義務付ける等するための改正

2 内 容

(1) 安全計画の策定等（第7条の2関係）

乳幼児の安全の確保を図るため、地域型保育事業者は安全計画を策定し、研修、訓練等の必要な措置を講じなければならないこととする。

(2) 自動車を運行する場合の乳幼児の所在の確認（第7条の3関係）

乳幼児の施設外での活動、取組等のための移動のために自動車を運行するときは、乳幼児の所在を確実に把握できる方法により、所在を確認しなければならないこととする。

(3) 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準（第10条関係）

地域型保育事業者が、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、保育に支障がない場合に限り、設備及び職員の基準の一部を緩和することとする。

(4) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除（第13条関係）

(5) 感染症又は食中毒の発生の防止等（第14条関係）

地域型保育事業者は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し研修の実施及び訓練を定期的実施するよう努めなければならないこととする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日。ただし、2(4)は、公布の日

(2) 経過措置

地域型保育事業者において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車にブザー等を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならないこととする。

議案第28号

八潮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するための改正

2 内 容

懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除する。

3 施行期日

公布の日

議案第29号

八潮市学童保育の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正を踏まえ、学童保育事業者に対し、利用者の安全の確保を図るための安全計画の策定を義務付ける等するための改正

2 内 容

(1) 安全計画の策定等（第6条の2関係）

利用者の安全の確保を図るため、学童保育事業者は安全計画を策定し、研修、訓練等の必要な措置を講じることとする。

(2) 自動車を運行する場合の利用者の所在の確認（第6条の3関係）

利用者の施設外での活動、取組等のための移動のために自動車を運行するときは、利用者の所在を確実に把握できる方法により、所在を確認することとする。

(3) 業務継続計画の策定等（第12条の2関係）

感染症や非常災害の発生時における、利用者への継続的な支援や早期の業務再開を図るための計画を策定するなどの必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 感染症又は食中毒の発生の防止等（第13条関係）

学童保育事業者は、学童保育所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、研修の実施及び訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

2(1)について、施行日から令和6年3月31日までの間は努力義務とする経過措置を設ける。

議案第30号

八潮市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

健康保険法施行令の一部改正を踏まえ、出産育児一時金の支給額を改定するための改正

2 内 容

出産育児一時金の支給額の改定

現 行 改正後

42万円 → 50万円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和5年4月1日

(2) 経過措置

改正後の規定は、この条例の施行の日以後に給付事由の生じた保険給付から適用し、同日前に給付事由の生じた保険給付については、なお従前の例による。

議案第 3 1 号

草加都市計画事業西袋上馬場土地区画整理事業施行に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

草加都市計画事業西袋上馬場土地区画整理事業の施行地区に八潮八丁目の一部を新たに編入するための改正

2 内 容

施行地区に含まれる地域の名称等の変更

現 行

大字西袋、大字上馬場、大字柳之宮及び大字大曾根

改正後

大字西袋、大字上馬場、大字柳之宮、大字大曾根及び八潮八丁目

3 施行期日

公布の日